

平成25年度「大阪府環境保全活動補助金」申請団体を募集します

～民間の団体が実施する環境保全などの事業に対し、上限30万円を補助します～

募集期間 平成25年4月15日(月)～平成25年5月10日(金) ※土・日・祝日を除く
(受付時間 午前9時30分～午後5時00分)

1 補助の対象となる事業

補助の対象となる事業は、「低炭素・省エネルギー社会の構築」、「資源循環型社会の構築」、「全てのいのちが共生する社会の構築」または「健康で安心して暮らせる社会の構築」に資すると認められ、「魅力と活力ある快適な地域づくりの推進」につながる活動のうち、内容が先進的で他の団体の模範となるものです。

- (1) 実践活動 : 広く府民の参加を得て行う、または広く府民へ活動の普及が期待される地球温暖化防止活動や環境美化活動、その他環境保全に関する実践活動
- (2) 教育啓発活動: 広く府民を対象とする環境保全に関するイベントの実施、または学習会の開催、その他の環境保全に関する啓発及び知識の普及活動
- (3) 調査研究活動: (1) または (2) の活動の推進に係る調査研究活動

*ただし、次に該当する事業は対象になりません。また、補助金を受けることができるのは、1団体につき、3年間もしくは3回が限度です。

- ①国または地方公共団体等から同種の補助金を受けているもの。
- ②団体が事業の実施主体(主催)となっていないもの。
- ③団体の組織の運営・維持を主たる目的とするもの。
- ④過去3年間において本補助事業に採択された後、中止、または廃止した事業と同じ内容を実施するもの。

*申請内容をもとに補助する団体を決定します。

2 補助の対象となる団体

補助金を受けることができる団体は、次の要件を満たしていることが必要です。ただし、政治活動や宗教活動、営利事業を目的としている団体は対象になりません。

- (1) 主として府内で活動していること。
- (2) 定款、寄附行為または規約等を有し、団体としての意思決定により事業執行ができること。
- (3) 独立した経理の機能が確立していること。
- (4) 代表者が明らかであること。
- (5) 団体の本拠としての事務所を府内に有すること。(特定の事務所を持たない団体は、代表者の住所等を事務所とみなすことができます。)

3 補助の対象となる事業の実施期間

交付決定日(平成25年6月下旬予定)から平成26年3月31日までにを行う事業が対象になります。

4 補助の対象となる経費

補助の対象となる経費は、謝金、旅費、消耗品等の購入費、印刷費、郵送・運搬費、使用料及び賃借料です。ただし、飲食費や団体の運営費等は除かれます。

5 補助金の額

補助の対象となる経費の2分の1以内で、1団体当たり上限30万円、下限10万円の範囲で補助します。

6 補助金の支払

補助金は、事業終了後に実績報告書等を審査の上、口座振替により精算払いをします。(平成26年5月下旬の予定)

7 備考

大阪府障害者の雇用の促進等と就労の支援に関する条例により、補助金の交付決定を受ける常用労働者56人以上の事業主等は、障がい者の雇用状況を報告していただくとともに、法定雇用率未達成の場合は雇入れ計画の提出が必要です。

詳しくは大阪府障がい者雇用促進センターホームページ (<http://www.pref.osaka.jp/koyotaisaku/sokushin-c/index.html>) をご参照ください。

補助を受けようとする団体は、申請様式を入手し、必要事項を記入の上必ずご持参ください

詳しい募集案内、申請様式は、大阪府ホームページ (<http://www.pref.osaka.jp/chikyukankyo/katsudo/hojyokin.html>) からダウンロードするか、下記までご請求ください。

■申請書提出、申請様式請求、問い合わせ先

大阪府環境農林水産部 みどり・都市環境室 地球環境課 環境活動推進グループ
〒559-8555 大阪市住之江区南港北1-14-16 大阪府咲洲庁舎22階
TEL: 06-6210-9549 FAX: 06-6210-9551